

抽選番号は、失くさず大切に
お持ちください。

受付（抽選）番号（R4）

城 山

西大道

尾張旭市ふれあい農園 募集・申込のご案内

お申し込みの前に、よくお読みください。



尾張旭市役所 市民生活部 産業課 農業支援室

尾張旭市東大道町原田2600番地1

TEL 76-8133

1 ふれあい農園とは

ふれあい農園は、市民が野菜や草花を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深め、あわせて市民のレクリエーションの用に供するために、尾張旭市が開設した「市民農園」です。

2 名称・場所

名 称	位 置	区画数
城山ふれあい農園	城山町長池下36番地	116
西大道ふれあい農園	西大道町下大道3997番地	58

3 区画の大きさ

30㎡（5m×6m）

4 募集区画数

城山ふれあい農園 41区画
西大道ふれあい農園 22区画

5 使用料

1区画 11,000円/年

6 使用期間

許可の日（令和4年4月1日予定）から1年間

※連続して3回まで更新の許可をできることになっておりますが、1年ごとに更新手続きが必要です。

※西大道ふれあい農園は令和4年度末で廃止しますので、更新ができません。

あらかじめご承知おきください。

※農園工事その他休園する必要があるときは利用できません。

7 栽培作物

使用期間中に収穫できる野菜及び草花

8 申込の資格

(1) 市内に住所のある方（住民基本台帳等に記録されている方）

(2) 同一世帯で申込できるのは、1名です。

（同一世帯で2名以上の申込みは無効。また、現在、尾張旭市ふれあい農園の使用許可を受けている世帯の方は、申込できません。（ふれあい農園返還届出書を提出されている方は除きます。））

(3) 利用規則を守っていただける方

9 申込に必要な書類

ふれあい農園使用許可申請書

10 注意事項

使用者が以下の項目及びふれあい農園に関する条例、規則、要綱及び許可の条件等に従わないときは、使用許可が取り消されることがあります。

- (1) 使用したい区画の位置を指定することはできません。
(使用区画は抽選で決定します)
- (2) 使用許可した区画以外での栽培はできません。
- (3) 申請者本人、又は同一世帯の方で申込をしてください。
- (4) 使用の権利を譲渡もしくは転貸することはできません。
- (5) 納付された使用料は原則として還付しません。
- (6) 営利を目的として使用することはできません。
- (7) 建物及び工作物を設置することはできません。
- (8) 区画及びその周辺の雑草の管理は、使用者が行ってください。また、区画内で出た野菜くずやごみは、持ち帰るか各区画内で処分してください。
- (9) 使用者が設置した防草シート等は、農園の使用終了時には撤去してください。
- (10) ふれあい農園の管理に支障を及ぼす行為をしてはいけません。
- (11) 使用期間が満了したときは、原状回復（最初の状態）して返還してください。

11 使用許可申請（申込）の受付

日 時 令和4年2月17日（木）から令和4年3月2日（水）まで
閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

場 所 尾張旭市役所 産業課 農業支援室（南庁舎2階）

※受付の際、受付番号（抽選番号）をお渡しする必要があるため、郵送による申込の受付はできません。また発行される抽選番号については、失くさないようご注意ください。

12 使用許可の決定方法

抽選により使用者及び区画を決定します。決定後の区画の変更はできません。

13 抽選

日 時 令和4年3月4日（金）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は公開抽選を行いません。

14 結果の公表

ホームページ、各ふれあい農園掲示板及び産業課農業支援室窓口に掲載します。
また、後日全員に通知します。

15 使用料の納付

4月上旬に納付書を送付します。納付書に書かれている期限内に納付してください。

1 管理について

ふれあい農園には、常駐する管理人がいません。農園を利用するみなさんで協力して自主管理に努めてください。なお、園内での盗難、事故については、尾張旭市は責任を負いません。

城山ふれあい農園については、下記の時間帯は駐車場を閉鎖しています。

(閉鎖時間は変更になる場合があります。)

午後6時30分から午前7時まで(4月～5月、10月～3月)

午後7時から午前6時30分まで(6月～9月)

2 作物の栽培について

- (1) 農機具等は放置しないでください。
(農機具の盗難やその農機具を使用した野菜の盗難を防ぐため)
- (2) 区画内及び周辺の雑草等は、各自で刈り取る等してください。
- (3) 畝などは境界から30センチ以上離してください。
(作物が隣の区画へ入らないようにするため)
- (4) 畝間は、境界ブロックよりも高くしてください。
- (5) 低農薬、有機栽培に努めてください。毒性の強い農薬、悪臭のある肥料等を使用しないでください。
- (6) 区画内の畑土が減った場合、御自身で補充してください。

3 残菜等(ゴミ)の処理について

農園には、ゴミを捨てる場所がありません。野菜くず等は、各自で処理をし、園内及び付近のごみ収集所に絶対に捨てないでください。コンポストによる堆肥化事業も行っております。詳細は市役所 環境課までお問い合わせください。

4 原状回復の義務について

期間の満了または自己の都合により、農園の使用を終了するときは、次に区画を使用する方のため、終了日までに原状回復して返還してください。

5 その他

- (1) ほかの利用者や周辺に迷惑となる行為はしないでください。
- (2) 園路に物(使用区画で放置できない物、残菜等)を放置しないでください。

